

概要版

第6期藤井寺市 いきいき長寿プラン

～高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画～

平成27年度～平成29年度



平成27年3月

藤井寺市

計画の概要

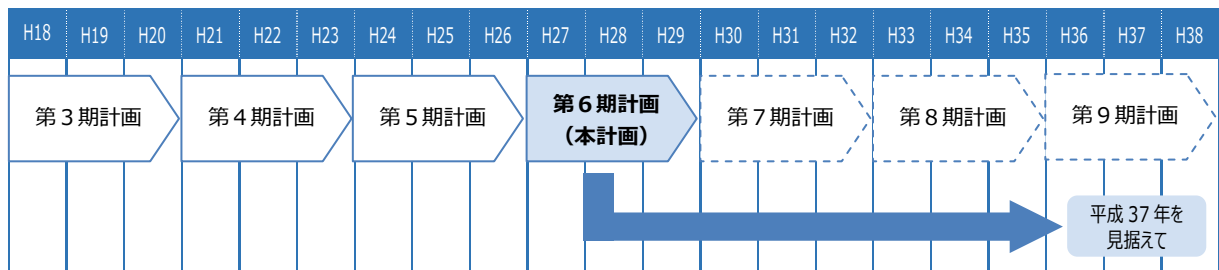
計画策定の趣旨

介護保険がスタートして15年が経過し、介護給付費の増大や介護保険料の上昇、介護従事者の不足等、超高齢化による課題がみられます。

今回の計画策定においては、以前からの取り組み等を基礎としつつも、社会情勢の変化に対応するとともに、今後の高齢化への対策をよりいっそう推進するため、本市がめざすべき高齢者保健福祉の基本的な方針を定め、具体的に取り組むべき施策を明らかにすることを目的に、「第6期藤井寺市いきいき長寿プラン～高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画～」(以下、「本計画」という。)として策定します。

計画の期間

本計画は、平成27年度を初年度とし、平成29年度までの3年間で1期とする計画です。



計画の基本理念

本市では、高齢者や障害のある方等、すべての市民の基本的な人権を尊重し、自らの意思により選択したサービス等を通して人間らしい生活を保障するとともに、住み慣れた地域で健康で安心して暮らし続けられるまちをめざします。

また、高齢者が地域で孤立することなく、積極的に社会活動に参加できるような環境づくりに取り組み、高齢者本人や地域住民、関係機関・団体、事業所・企業等の多様な主体が協働して支援を必要とする高齢者等を支える社会づくりをめざします。

そこで、本計画の基本理念を、引き続き

健康で安心して暮らせる、生涯現役・長寿のまち

とします。

日常生活圏域の設定

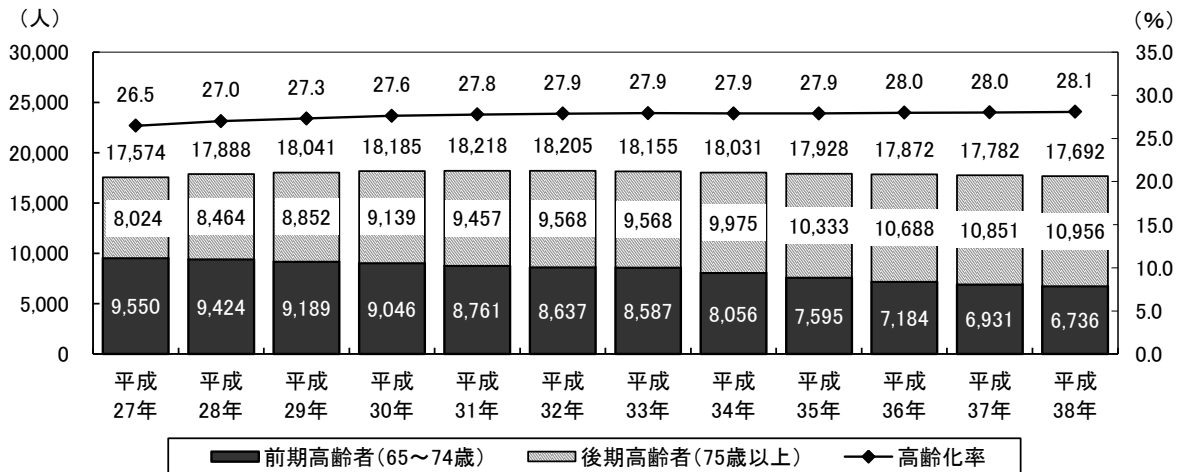
本市では人口規模、面積や地域の特性、交通事情等を総合的に考え合わせ、**市全域を1つの日常生活圏域**として設定しています。

これにより、市として統一的なサービスの提供を図るとともに、すべての利用者の方が満足できるようサービスの質の向上に努めます。

高齢者を取り巻く状況

高齢者の人口推計

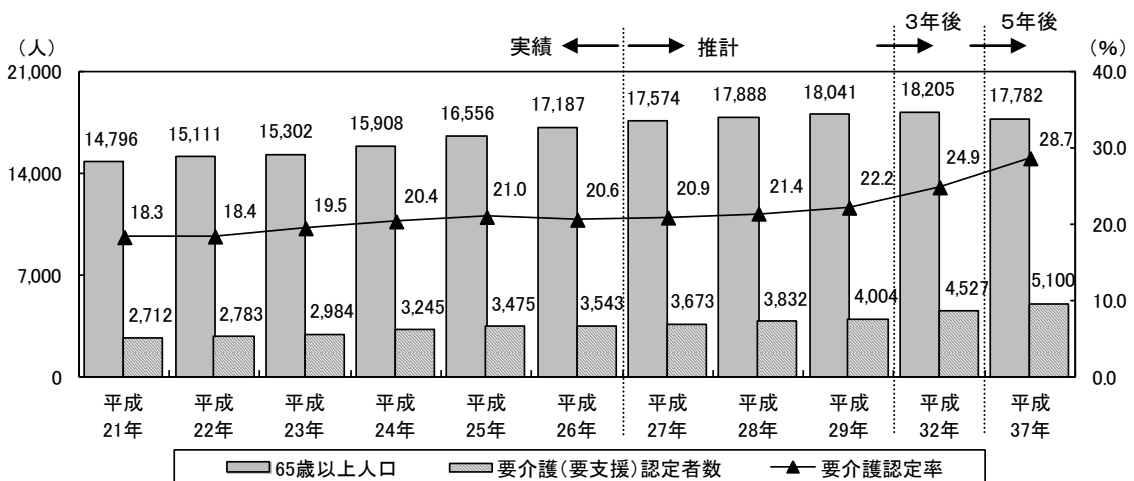
高齢者の人口推計をみると、平成27年～平成31年にかけて増加傾向になっていますが、それ以降は減少傾向になることが予測されます。高齢化率については、平成27年～平成31年まで上昇傾向になっていますが、平成32年～平成35年までほぼ横ばいで推移することが予測されます。それ以降は、わずかに上昇傾向が続くことが予測されます。



推計方法：コーホート変化率法※ ※採用年の人口移動率を推計年度に乗算する算出方法
 (平成22年～平成26年の9月末の住民基本台帳及び外国人登録人口を基準値として採用。ただし、平成24年7月に外国人登録法が廃止され、平成24年以降、外国人住民は住民基本台帳に含まれている。)

要介護（要支援）認定者数、認定率の推移・推計

要介護（要支援）認定者数及び要介護認定率は、増加・上昇傾向が続くことが予測されます。



推計方法：介護保険事業計画用ワークシート 資料：介護保険事業状況報告
 藤井寺市ホームページ「年齢区分別人口の推移」（各年9月末）
 注：要介護（要支援）認定者数は第1号被保険者（65歳以上）の認定者数のみ。

主な現状からみえる本計画の基本目標

統計データ

人口構造等

- 総人口は減少している中で、高齢者人口が増加しています。人口構成割合では、15歳未満、15～64歳が減少し、65～74歳、75歳以上の割合は増加しています。
- ひとり暮らしの高齢者世帯、高齢者夫婦世帯が年々増加しており、高齢者のいる世帯に対するひとり暮らし高齢者世帯の割合も年々増加しており、平成22年では28.3%となっています。

➡ **約4人に1人が高齢者となり、高齢者福祉の需要がさらに高まることが予測されます。ひとり暮らし高齢者世帯が増加しており、ひとり暮らし高齢者支援や地域の見守り体制の強化が求められます。**

要介護(要支援)認定者の状況

- 第1号被保険者、要介護認定率ともに年々増加・上昇しています。それに伴い、要介護認定者も年々増加しています。
- 軽度認定者(要支援1・2、要介護1)の割合が増加しています。

➡ **特に軽度認定者の増加が目立ち、要介護状態の予防や重度化防止が求められます。**

介護保険サービスの利用状況

- 実績が見込よりも上回っているサービスが多くなっています。
- 地域密着型サービスにおいて、サービス開始時期によって、実績と見込の差が生じています。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は利用人数が少なくなっています。また、複合型サービスについて指定申請がない状況です。

➡ **利用が少ないサービスや指定申請がないサービスにおいて、効果的な情報発信やサービスの利用に関する相談機能を充実させることが求められます。**

高齢者日常生活圏域ニーズ調査

家庭や生活状況

- 日中、一人になることがある高齢者が約75%となっており、一人になることがよくある高齢者の外出回数が減っています。
- 特に要介護認定者においては、高齢による衰弱以外に、骨折・転倒を機に要介護状態になる高齢者が多いことがうかがえます。

➡ **高齢者の見守り活動や社会参加の促進が求められます。運動機能向上等、介護予防の促進が求められます。**

生活機能等

- 要介護認定者の外出頻度が少なくなっています。移動手段においても、他者の支援が必要な状況になっています。
- 要介護認定者になると認知症リスクを有した人が多くなっています。
- 買い物や食事等は、要介護認定者ではできない人が多くなっています。
- 一般高齢者は家族等、身近な人が主な相談相手となっています。

➡ **要介護認定者においては、外出、買い物、食事への支援が求められます。また、認知症リスクは高くなります。一般高齢者の身近な相談窓口や人材の確保が求められます。**

介護保険サービス・高齢者福祉

- 訪問系・通所系サービスの利用が多くなっています。
- 地域包括支援センターの相談機能(健康づくり・虐待・認知症等)の認知度が低くなっています。
- ショートステイや日常生活支援に対するニーズが高くなっています。

➡ **地域包括支援センターのさまざまな事業に対する情報発信、周知活動が求められます。生活支援の担い手の確保や仕組みづくりが求められます。**

第5期藤井寺市いきいき長寿プランの検証・今後の課題

地域包括ケア体制の構築

- 地域包括支援センターを中核としたネットワークの強化。
- 福祉分野だけでなく、多様な関係機関との連携強化。
- 地域活動の活性化や高齢者を支える地域の担い手の発掘・育成。

安心して暮らせるまちづくり

- 高齢者虐待防止・対応に向けた関係機関の連携強化。
- 認知症に関する情報発信や支援する人材の発掘・育成。
- 介護者の不安・負担の軽減に向けた交流会や学習会の充実。

心身の健康長寿の推進

- 地域における自主的な健康づくり活動の促進。
- 各種健(検)診の受診勧奨、健康教育・相談の充実。
- 介護予防に向けた自主活動グループの活性化。

介護保険サービス、多様な支援の充実

- ケアマネジャーの資質の維持・向上。
- 介護保険制度やサービスに対する効果的な情報発信。
- 介護相談員の確保等、相談支援体制の充実。

国の流れ(介護保険制度の改正)

地域包括ケアシステムの構築

- 在宅医療と介護の連携。
- 地域ケア会議の定着・普及。
- 認知症施策の推進(ケアパスの構築、認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員の配置等)。
- 生活支援サービスの充実・強化(生活支援コーディネーターの配置等)。

予防給付の見直しと地域支援事業の充実

- 予防給付のうち、訪問介護・通所介護を地域支援事業に移行。
- NPO、ボランティア等、多様な主体を活用した事業実施。

特別養護老人ホームの重点化

- 原則、特養への新規入所者を要介護3以上の高齢者に限定。

低所得者の保険料の軽減割合の強化

- 給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化。

一定以上の所得のある利用者の自己負担見直し

- 一定以上の所得のある利用者の自己負担割合を1割から2割に引き上げる。

補足給付の見直し

- 施設入所等にかかる費用の補足給付(住民税非課税世帯)について、資産を勘案するなどの見直しを行う。

サービス付高齢者向け住宅の住所地特例の適用

- サービス付高齢者向け住宅を住所地特例の対象とする。

基本目標

- ① **地域包括ケア体制の強化**(地域包括支援センターを中核とした、関係機関・団体とのネットワークの強化)
- ② **心身のいきいき長寿の推進**(自主的な健康づくり・健康管理の促進や介護予防事業の推進)
- ③ **誰もが安心して暮らせるまちづくり**(高齢者の人権の尊重、虐待防止や権利擁護の推進、認知症対策のいっそうの充実)
- ④ **介護保険サービス、多様な支援の充実**(介護保険サービスの適切な利用促進、多様な生活支援の受け皿の確保)

計画の取り組み内容

1. 地域包括ケア体制の強化

(1) 地域包括支援センター機能の強化

①地域包括支援センター

- 高齢者やその家族が抱えるさまざまな問題に対応するために、介護保険サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービス等の専門機関との連携体制を構築していきます。また、民生委員児童委員・福祉委員・ボランティア等との協力体制の構築を検討していきます。
- 地域包括支援センターの窓口の周知を図るとともに、高齢者の生活を支える総合機関として、機能の充実に努めます。
- 地域包括ケアシステムの実現に向け、地域ケア会議の充実に努め、地域資源の検討を行います。

②地域包括支援センター運営協議会

- 地域包括支援センターの適正な運営推進、事業支援に加えて、地域包括ケアシステムの強化に向けた地域包括支援センターの活動を支援していきます。

(2) 医療・介護連携体制の推進

①医療・介護連携体制の推進

- 地域における最適な医療・介護の提供システムの開発、事例検討会の実施等を行うために、医療従事者と介護従事者等が同じチームの一員として一堂に会した「医療・ケアマネネットワーク連絡会（通称：いけ！ネット）」を今後も継続し、関係機関の連携体制の強化に向け、医療と介護の連携にかかる相談機能やコーディネート機能の充実に努めます。
- 地域の医療・介護サービス資源の情報を市民等へ発信するとともに、新たな資源の把握に努めます。また、医療従事者と介護従事者等の多職種が情報共有できるような機会づくりや仕組みづくりに努めます。

(3) 地域包括ケア体制の整備

①高齢者セーフティネットの構築

- すべての高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、専門機関と小地域ネットワーク活動等を担う地域住民をはじめ、多様な機関との情報共有・連携強化の体制整備に努めます。
- 分野や領域を越えた連携強化を図るため、「地域ケア会議」等を開催し、地域課題の抽出や地域資源づくり等地域全体で高齢者を包み込む体制整備に努めます。

②災害に備えた高齢者に対する支援体制の整備

- 地区自治会、民生委員児童委員や福祉委員等と連携を図り、避難行動要支援者の状況の把握に努めます。また、大規模な災害が発生したときや、災害のおそれがあるときに、避難誘導や安否確認等の支援が迅速に行えるよう関係機関と連携を行っていきます。

③地域の自主的な活動との連携

- 小地域ネットワーク活動の基盤である「福祉委員会」について、地域が一体となって要援護者に対する見守り・声かけ、日常生活支援等、地域に合った活動を行っていきけるよう、専門機関等と連携を強化して活動を推進していきます。
- 「ボランティア連絡会」により、グループ活動の活性化と活動内容の充実を図る一方で、ボランティアを行いたい方と受けたい方とのコーディネートに努めます。

(4) 地域における自立した日常生活の支援

①介護予防・生活支援サービス事業の実施

- 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、現行の介護予防訪問介護等に相当するサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービス（総合事業※）の対象として支援していきます。
- 平成 27 年度・平成 28 年度に、これまでの関連事業や取り組みの状況確認や新たな事業展開に向けた整理を行い、介護予防・生活支援サービス事業（「訪問型サービス」「通所型サービス」「その他の生活支援サービス」「介護予防ケアマネジメント」）として再構成していきます。

※総合事業とは、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業から成ります。

(5) 高齢者福祉の理解の促進



①高齢者福祉に関する広報・啓発

- 地域包括支援センターや民生委員児童委員、福祉委員等を通じて高齢者福祉に対する普及啓発に努めます。
- 地域住民の福祉意識の醸成を図るため、社会福祉協議会が実施している地域福祉活動をさらに充実させるとともに、地域住民の自主的な福祉活動の取り組みに対し、学習機会や情報の提供等を行います。

2. 心身のいきいき長寿の推進

(1) 健康づくり・生活習慣病予防の推進

○健康づくり・生活習慣病予防として、以下の取り組みを実施しています。

健康手帳の交付	健康教育	健康相談
健康診査	成人歯科健康診査	在宅訪問歯科事業
訪問指導		

(2) 介護予防の効果的な推進

①介護予防事業の推進

- 介護予防教室の開催や介護予防手帳の交付により、介護予防の啓発を行います。また、介護予防活動について市ホームページ、パンフレット等のさまざまな情報媒体を通じて情報提供を行い、民生委員児童委員・福祉委員会・老人クラブ等と連携・協力し、介護予防の普及・啓発に努めます。

②一般介護予防事業の実施

○平成 27 年度、平成 28 年度に、これまでの介護予防事業の取り組みの状況確認や新たな一般介護予防事業の展開に向けた整理を行い、方針や取り組み内容を検討していきます。

(3) 生きがい活動と社会参加の促進

①ふれあい交流促進

○老人クラブによる友愛訪問活動やシルバークフェスティバルの開催を支援し、高齢者が交流する機会や場の充実を図ります。

②敬老事業の推進

○敬老祝寿金の給付、金婚記念写真贈呈、鍼・灸・マッサージ・電気治療費助成の継続実施に努めます。

③在日外国人高齢者福祉金の支給

④老人福祉センター事業

○高齢者の健康づくりに対する意識の高まりや、生涯学習に対する多様なニーズ等へ対応できるよう、老人福祉センター（松水苑）の事業の充実を図り、高齢者の福祉の増進を支援していきます。

⑤生涯学習活動・文化活動の促進

⑥老人クラブの活動支援

⑦「百歳（ひゃく）まで生きよう運動」の推進

○老人クラブに対して市や各関係機関等が講座等を市内各所で行い、高齢者のニーズに対応したメニューを充実させるとともに、事業の周知と参加の呼びかけを行います。

⑧高齢者の働く場の確保への支援

3. 誰もが安心して暮らせるまちづくり

(1) 高齢者虐待防止の取り組みの推進

①高齢者虐待防止の取り組み

○地域包括支援センターを中核とし、他の関係機関・団体をはじめ、民生委員児童委員等の地域で活動している団体等と情報交換や情報の共有を行うことで、高齢者の虐待防止に向けたネットワークづくりに努めます。

○地域包括支援センターを中心とした相談窓口の周知及び高齢者虐待防止についての理解を深め、発生を防止できるように、市民や関係機関等への啓発を推進し、虐待の早期発見・早期対応に努めます。

②施設等における身体拘束ゼロに向けた取り組みの促進

○あらゆる機会を通じて、虐待防止に関する情報提供を行うとともに、施設入所者やサービス利用者の尊厳を守り、適切な介護の提供を推進すべく、事業者へ働きかけます。

(2) 認知症高齢者対策の推進

①認知症に対する理解の促進と早期発見・対応体制の充実

- 出前講座や市民の自主的な学習会、各種団体を通じた認知症に関する正しい理解を深める学習機会の充実に努めます。
- 認知症の予防や早期発見、利用できるサービス等、認知症の進行状況に応じた対応方法についてわかりやすく情報をまとめた認知症ケアパスの作成・適切な運用の検討を行います。
- 認知症の疑いのある方及びその家族に対して訪問等により初期支援を行えるよう、認知症初期集中支援チームの設置に取り組みます。

②人材育成

- 認知症の理解促進を図るため、認知症サポーター養成講座と認知症キャラバンメイトの養成講座を開催し、認知症の方を地域で支える人材育成の充実に努めます。
- 地域のさまざまな関係機関・団体と協働して、認知症高齢者を見守るネットワークづくりに努めます。

③認知症高齢者・家族等への支援

- 介護者家族の会について、介護者がより参加しやすい会となるよう工夫していきます。

④認知症高齢者の見守り体制の構築



(3) 権利擁護のための取り組み

①成年後見等利用支援事業

- 成年後見制度についての普及・啓発を図り、他機関と協力して支援が必要な方の把握に努めます。また、親族による成年後見制度の申立てが困難な認知症高齢者には、市長申立てにつなぎ、円滑な制度利用に向けた支援を行います。

②日常生活自立支援事業

- 自己決定能力が低下し、ひとりでは福祉サービスの利用手続き等が困難な方に対して、円滑にサービスが利用できるよう支援を行います。

(4) 高齢者の孤立死の防止

①高齢者の孤立死防止の取り組み

- 小地域ネットワーク活動等により、地域のひとり暮らしの高齢者に対する見守り・声かけや要援護者に対する援助活動、ふれあい会食会、いきいきサロンを開催し、地域全体で高齢者を見守っていくよう努めていきます。

(5) 安全な生活環境の整備

①公共施設の整備

②高齢者にやさしいまちづくりの推進

(6) 多様な住まいの確保

①養護老人ホーム

②軽費老人ホーム

③サービス付き高齢者向け住宅

上記、①～③についてはサービス提供事業所の動向や利用ニーズ等の情報収集に努めるとともに、サービス内容等の情報提供を行います。

④高齢者の住居の安定確保

○住宅改修制度等の周知に努めます。



4. 介護保険サービス、多様な支援の充実

(1) 介護保険サービスの充実強化

①事業者間の情報交換及び連携の確保のための体制整備

○介護サービス事業者自身によるサービス向上に向けた取り組みを促し、利用者の視点に立った介護保険サービスを提供するために、藤井寺市介護保険事業者連絡協議会のアドバイザーとして情報提供等を行っていきます。

②地域密着型サービスの普及促進

○地域密着型サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図るため、自己評価、外部評価の実施を推進し、利用者支援の観点も踏まえ、結果の公表を推進します。
○小規模型通所介護については、平成28年4月に地域密着型サービスに移行するため、運営基準を定め、地域密着型サービス運営委員会等の開催を通じて検討を行い、適正な運営ができるように計画的にすすめます。

③介護支援専門員に対する支援

○ケアマネジャーの介護支援等計画作成の技術向上のために、藤井寺市介護保険事業者連絡協議会、地域包括支援センター及び本市が連携強化を図り、ケアマネジャーの意見交換の場を設定し、情報の共有化に努めます。

④地域密着型サービス事業所への実地指導・監査

○介護給付の適正化と事業所支援の観点から事業者へ実地指導を行い、必要に応じて監査を行います。

⑤社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の活用促進

○低所得で特に生計が困難である方について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、利用者負担額を軽減した場合に本市がその費用の一部を助成する制度の周知に努めます。

(2) 介護給付の適正化

①適正な要介護認定の実施

○利用者がそれぞれの心身の状況等に応じて必要なサービスを適切に利用できるよう、また、法定期限内に要介護認定を行えるように努めます。

②適正な介護給付への取り組み

○藤井寺市介護給付適正化計画重要事業実施計画書に沿って、設定した目標を達成できるよう実施していきます。

○本市職員が事業所に訪問し、利用者に対して適正なサービス提供が行われるよう引き続き確認・助言を行っていきます。

(3) 利用者本位のサービス提供の推進

①介護保険制度及びサービスに関する情報提供の充実

○市広報紙やホームページ、パンフレット等の多様な情報媒体を活用し、介護保険制度の趣旨及び制度改正の内容について情報提供をすすめます。

②相談・苦情対応窓口の充実

○地域包括支援センターを中心とした相談窓口の連携体制をすすめます。

○利用者等とサービス事業者との橋渡し役として施設等に介護相談員を派遣します。

③不服申立てについて

○不服申立ての内容をよく理解し、納得していただけるよう誠実な対応に努めます。

④介護保険サービス未利用者に対する見守り

(4) 在宅福祉サービスの推進

○在宅福祉サービスとして、以下の事業を実施しています。

寝具乾燥サービス	訪問理容・美容サービス	日常生活用具給付等
みまもりホットライン	在宅高齢者紙おむつ等給付	生活支援型ホームヘルプサービス
生活支援型ショートステイ	在宅高齢者給食サービス	園芸福祉

(5) 高齢者を介護する家族への支援

①家族介護慰労金の給付

(6) 福祉・介護人材確保の取り組み

①福祉・介護人材の育成への支援



第6期計画期間の介護保険料

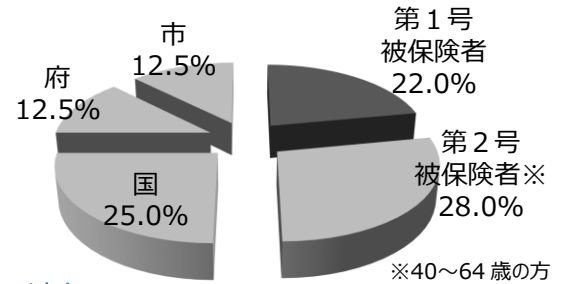
第1号被保険者の介護保険料の算定方法

本市の介護保険料は以下のとおり算定しています。

■第1号被保険者（65歳以上の方）の費用負担割合

第1号被保険者の負担割合が、第5期（平成24年度～26年度）21.0%だったものが、国の制度改正により第6期では22.0%となりました。

〈介護保険給付にかかる費用の負担割合〉



■介護サービス見込み量等からの介護保険料算定の流れ

1

標準給付費＋地域支援事業費合計見込額（平成27年度～平成29年度）

16,851,546,227 円

×22%（第1号被保険者の負担割合）

2

第1号被保険者負担分相当額（平成27年度～平成29年度）

3,707,340,170 円

+	調整交付金相当額	828,918,661 円
-	調整交付金見込額	644,898,000 円
-	介護給付費準備基金取崩額	100,000,000 円
-	財政安定化基金取崩による交付額	0 円
+	市町村特別給付費等	2,268,000 円

3

保険料収納必要額（平成27年度～平成29年度）

3,793,628,831 円

÷ 収納率 98.18% で補正

4

所得段階別加入割合補正後被保険者数 52,784 人

（基準額の割合によって補正した平成27年度～平成29年度までの被保険者数）

÷12ヶ月＝

5

基準月額 6,100 円

介護保険料額（平成 27 年度～平成 29 年度）

本市の所得段階別の介護保険料額は以下のとおりです。

所得段階	対象者	保険料（月額）		
第 1 段階	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護を受けている方 ●世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている方 ●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円以下の方 	基準額×0.45	2,745 円	
第 2 段階	●世帯全員が市民税非課税の方	前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 120 万円以下の方	基準額×0.7	4,270 円
第 3 段階		第 1 段階、第 2 段階以外の方	基準額×0.75	4,575 円
第 4 段階	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方	前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円以下の方	基準額×0.9	5,490 円
第 5 段階 (基準額)		第 4 段階以外の方	基準額×1.0	6,100 円
第 6 段階	●本人が市民税課税の方	前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	基準額×1.2	7,320 円
第 7 段階		前年の合計所得金額が 120 万円以上で 190 万円未満の方	基準額×1.3	7,930 円
第 8 段階		前年の合計所得金額が 190 万円以上で 290 万円未満の方	基準額×1.5	9,150 円
第 9 段階		前年の合計所得金額が 290 万円以上で 450 万円未満の方	基準額×1.7	10,370 円
第 10 段階		前年の合計所得金額が 450 万円以上で 700 万円未満の方	基準額×1.85	11,285 円
第 11 段階		前年の合計所得金額が 700 万円以上の方	基準額×2.0	12,200 円

第 6 期藤井寺市いきいき長寿プラン
～高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画～
(平成 27 年度～平成 29 年度)

発行年月：平成 27 年 3 月

発 行：藤井寺市 健康福祉部 高齢介護課・健康課
〒583-8583 藤井寺市岡 1 丁目 1 番 1 号

電 話：072-939-1111 (代) FAX：072-952-9503

U R L：http://www.city.fujiidera.osaka.jp/